

市役所は毎週土曜日を閉庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く) 毎週水曜日は午後8時まで閉庁時間を延長しています。

### 国保・年金だより

#### ◆保養施設宿泊費補助金制度をご存じですか

国民健康保険加入者の方で、公営国民宿舎・休暇村・国民年金福祉施設などの保養施設を利用すると、被保険者1人につき3,000円(小学生以下は2,000円)の補助金が支給されます。ただし、当該年度内(4月～翌年3月)に1人1泊に限ります。利用する施設が保養施設に該当するかどうかは、お問合せてください。申請は保養施設利用後になりますので、窓口で申請してください。

#### ◆扶養親族等申告書が送付されます

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される年金は、「雑所得」として所得税が課されます。(障害・死亡を支給事由とする年金は除く。)

#### ◆「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象となります。

確定申告等で社会保険料控除として申告をする場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務づけられています。このため、10月2日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月2日以降に追加で納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

【必要なもの】印鑑、被保険者証、保養施設を利用した領収書(日付や施設名の記載があるもの)、預金通帳(口座振込になります。口座番号をメモしたもので構いません)。

問合せねんきんダイヤル ☎0570・07・1165

問合せ専用コールセンター ☎0570・00・9911

## 軽スポーツ&とん汁会

青少年育成地区委員長会が行う秋の恒例行事です。軽スポーツと体験コーナーで楽しんだ後は、アツアツのとん汁をどうぞ。

日時11月19日(日)午前10時～午後2時  
※雨天中止 場所多摩川中央公園

内容キックターゲット、ボーリング、竹馬、つなひきなど持ち物どんぶり、はし(忘れると食べられません!)

※開催の判断については、午前8時に携帯電話による情報提供サービス「テレモ自治体情報」の「マイタウン福生市」内「重要なお知らせ」に掲載します。中止の場合は、あわせて午前9時に防災行政無線でお知らせします。

問合せ社会教育課社会教育係 ☎552・5632

### 軽スポーツ&とん汁会で

#### あいさつ凧を作って空高くあげよう

町会長協議会と福生市では、近隣社会での日常的なあいさつをかわすことで、地域のコミュニケーションを深め地域の活性化を図る「あいさつ運動」を進めています。

11月は運動の強調月間として、子どもから大人まで楽しめる「あいさつ凧作り・凧揚げ」を軽スポーツ&とん汁会の会場で行います。皆さんご参加ください。※直接来場してください。

問合せ協働推進課



## 社会福祉協議会

### ひとりで悩まず、まず相談を

「成年後見制度相談」

日時11月9日(木)午後1時30分～4時 場所福祉センター相談室

対象高齢者・障害者やその家族など 定員先着4人(予約制)

「心の相談」

日時11月16日(木)午後1時～2時30分 場所福祉センター相談室

対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など 定員先着2人(予約制)※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込みいずれも11月4日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間、社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

### 老人福祉センター教養講座

「花の手作りアロマキャンドル教室」

日時11月17日(金)午後1時30分～3時30分以後毎週金曜日全5回

場所福祉センター地下研修室 対象市内在住の60歳以上の方

定員先着15人 講師徳岡太郎氏 持ち物エプロン、ティッシュペーパーの空き箱1つ 費用毎回500円

申込み11月6日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間、社会福祉協議会 ☎552・2121へ。

### ふっさボランティア・市民活動センター

「施設・団体・NPO等のボランティア担当者研修・基礎編」

日時12月5日(火)午後1時30分～4時 場所福祉センター

講師小原宗一氏(日本ボランティアコーディネーター協会)

内容ボランティア受け入れの準備や環境、活動を長続きさせる工夫、効果的な募集などについて(内容は一部変更する場合あり) 対象施設(福祉施設・保育園・児童館・図書館・病院等)・行政職員・NPOなどの非営利組織でボランティアを担当している方、これからボランティア募集を予定している方

参加費1,000円 定員先着35人

申込み11月6日から(日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間、ふっさボランティア・市民活動センター ☎552・2122へ。FAX 553・7532 e-mail info@fvac.group-info.com

ホームページ http://fvac.group-info.com/

◆20歳になったら、国民年金の加入手続きを

◆障害のある方が20歳になったら

◆12月の女性悩みごと相談

国民年金は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。20歳になったら、国民年金への加入手続きが必要となります。(厚生年金や共済組合に加入している方は除きます。)

20歳前の事故や疾病(先天的なものを含みます)で障害認定日に国民年金の障害等級の1級・2級の障害状態になった場合、障害基礎年金が支給されます。該当すると思われる方は、20歳で国民年金の加入手続きをする際にご相談ください。また、既に20歳を越えている方でも該当する場合は、ご相談ください。

20歳前の方は、20歳の誕生日を障害認定日とします。国民年金に加入し、保険料を納付しているあいさつ、将来受給する年金額が減額となることともに、万が一のための遺族基礎年金・障害基礎年金などが受給できないこともあります。

◆今月の年金相談 日時11月28日(火)・29日(水) 午前10時～午後3時30分 場所市役所2階第一会議室 問合せ保険年金課保険年金係

◆特別障害者手当等振込みのお知らせ 特別障害者手当、障害児へ。

